

# 相 続 人 代 表 者 指 定 届

年 月 日

輪島市長 様

相続人代表者名

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表として下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

相 代 続 表 人 者	ふりがな		生年月日	年	月	日
	氏名	TEL ( )				
	住所 (所在地)	〒				
被 相 続 人	ふりがな		生年月日	年	月	日
	氏名					
	住所	〒				
	死亡年月日		年	月	日	
相 続 人  ※ 3	ふりがな 氏名	被相続人 との続柄	住 所 ( 所在地 )	相続放棄 の有無 ※2		
摘 要 ※1	(直送)	(納税組合)	(口座振替)			

- ※1 来年度以降、納付書で納税される方は、摘要欄の直送を○で、納税組合から納税される方は、納税組合を○で、口座振替で納税される方は、口座振替を○で囲んでください。なお、口座振替の方へは後日、輪島市口座振替納付依頼書を送付します。
- ※2 裁判所で相続放棄の手続きをなされた方は相続放棄の有無に○をつけ、裁判所からの受理通知の写しを添付してください。受理通知の写しが添付されていない場合は、相続放棄がなされていないという形で処理されますのでご注意ください。
- ※3 相続人の氏名欄に記載された方々すべての押印をお願いします。なお、相続人が遠方にいるなど、押印が困難な場合は、電話確認などにより本人に承諾を得てから、代表者が代理で押印しても結構です。

# 相 続 人 代 表 者 指 定 届 ( 記 載 例 )

輪島市長 様

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

相続人代表者名

輪 島 太 郎

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表として下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

相 代 続 表 人 者	ふりがな	わじま たろう	生年月日	昭和 〇〇年〇〇月〇〇日	
	氏 名	輪 島 太 郎		TEL 0768-22-9999	
	住 所 (所在地)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 輪島市〇〇町〇〇 〇〇番地			
被 相 続 人	ふりがな	わじま はなこ	生年月日	大正 〇〇年〇〇月〇〇日	
	氏 名	輪 島 花 子			
	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 輪島市〇〇町〇〇 〇〇番地			
	死亡年月日	令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
相 続 人 ※ 3	ふりがな 氏 名	被相続人 との続柄	住 所 ( 所在地 )		相続放棄 の有無 ※2
	わじま いちろう 輪 島 一 郎	夫	輪島市〇〇町〇〇 〇〇番地		
	わじま たろう 輪 島 太 郎	長男	同上		
	の と いちこ 能 登 一 子	二女	金沢市〇〇町〇〇 〇〇番地		
	へぐら さぶろう 舳 倉 三 郎	長女の子	東京都渋谷区〇〇 〇〇番地		
			↓		
相続人となる方が、相続の開始以前に死亡している等の場合は、その方の子が代わって相続人となります(代襲相続)。					
摘 要 ※1	(直送)		(納税組合)		(口座振替)

- ※1 来年度以降、納付書で納税される方は、摘要欄の直送を○で、納税組合から納税される方は、納税組合を○で、口座振替で納税される方は、口座振替を○で囲んでください。なお、口座振替の方へは後日、輪島市口座振替納付依頼書を送付します。
- ※2 裁判所で相続放棄の手続きをなされた方は相続放棄の有無に○をつけ、裁判所からの受理通知の写しを添付してください。受理通知の写しが添付されていない場合は、相続放棄がなされていないという形で処理されますのでご注意ください。
- ※3 相続人の氏名欄に記載された方々すべての確認をお願いします。なお、相続人が遠方にいるなどの場合は、電話確認などにより本人に承諾を得てから、代表者が代理で記載して結構です。